

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、晩婚化、未婚化や共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などにより、全国的に出生数は、減少傾向となる一方で、医療の発達などによって平均寿命は延びており、全国的に少子高齢化が進行しています。また、都市化・情報化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化などから、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、お互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

こうした背景から、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう介護保険法が改正され、市町村では地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを実施するように定められました。また、生活保護に至る前の段階から、早期に生活困窮者の支援を行うため、生活困窮者自立支援法が施行されました。そのほか、障害者差別解消法が成立し、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について定められました。

しかし、これら複雑化・多様化する課題に対応することは、行政による福祉サービスを充実させるだけでは難しく、住民相互の助け合いが必要不可欠となっています。

また、近年続いている大規模災害の経験により、地域における支え合い・助け合いの大切さが再確認され、地域の中でより良く生活を続けていくために、住民同士が支え合うしくみづくりの推進が求められています。

支え合い・助け合いの基盤は人と人とのつながりです。地域住民がお互いの幸せを願い、生活上の困りごとや住民個々が抱える問題への理解不足や偏見などから生じる暮らしにくさに気づき、声をかけ合い、支え合い助け合うことで“地域の絆”を育み、地域住民と行政などさまざまな主体が共に『誰もが安心して暮らしていくことができる地域共生社会』の実現を目指す必要があります。

《国の流れ》

わが国の公的な福祉サービスは、高齢者福祉施策、身体障害者や知的障害者福祉施策など、その時々が高まったニーズに応じ、分野ごとに整備されてきました。特に、1990年代以降、高齢者や障害者福祉サービス基盤の計画的な整備が進められ、介護保険法に基づく介護サービスや障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスなどの分野では、公的な福祉サービスは、質、量とも飛躍的に充実しました。

しかし、高度経済成長下、それまで相互扶助によって支えられていた地域社会が産業化、都市化の影響を受け、住民同士のつながりは弱くなってきました。それまで地域社会が担っていた福祉の役割は、行政サービスに取って代わり、先にみたようにその領域は拡大してきましたが、複雑化した社会状況において住民の細かなニーズに対応できなくなっています。

今後の我が国における福祉のあり方を考える際、公的な福祉サービスの充実整備を図ると

ともに、地域における身近な生活課題に対応する、新しい地域での支え合いを進めるための地域福祉のあり方が求められています。

平成 28（2016）年、政府は『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、住民が福祉サービスの「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いあえる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けての取り組みを始めました。

こうした政府方針の背景には、「縦割り」では多様化したニーズに対応できないという問題があります。こうした問題を解決するために、「縦割り」ではなく、各分野にまたがって横断的・包括的に「丸ごと」支援する公的支援へ転換させること、そして住民が地域の問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、安心して暮らせる地域社会を主体的に創り出すことが重要とされています。こうした「地域共生社会」の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が掲げられています。

《大分県の流れ》

大分県では地域社会を支える福祉のあり方を示す、「大分県民福祉基本計画」（平成 17（2005）年～平成 26（2014）年）が策定され、途中で改定などを行いながら実行されてきました。

平成 27（2015）年、「大分県民福祉基本計画」に代わり「大分県地域福祉基本計画」が新たに策定されました。この基本計画では、地域の中で、親族や近隣住民との交流を形成できない状態又は生活に必要な支援が受けられない状態（社会的孤立状態）にある人たちを無くすこと、すなわち「孤立ゼロ社会の実現」をその目的としています。

その目的の達成のために、「地域福祉を推進する体制づくり」「地域福祉を支える人づくり」「多様な地域資源による基盤づくり」を基本施策の 3 本柱としています。

《日出町の流れ》

日出町においては、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」として、「日出町地域福祉計画」（平成 20（2008）年度～平成 24（2012）年度）を策定しました。

また、社会福祉協議会においては、「日出町地域福祉活動計画 サンライズプラン 21」（平成 10（1998）年度～平成 19（2007）年度）を策定し、住民参加を基本とした地域福祉環境の構築や福祉サービスの提供をはじめ、活動拠点の整備や組織体制の強化を図ってきました。

「日出町地域福祉計画」の計画最終年度に、それまでの計画における施策と社会福祉協議会における取り組みを評価・検証し「第 2 次日出町地域福祉計画・日出町地域福祉活動計画

(平成 25 年度～平成 29 年度)」を一体的に策定しました。この2次計画では、「地域コミュニティの再構築」と「災害時等の助け合いの強化」を重点プロジェクトとして、住民との協働を基盤として施策を行ってきました。

2 計画策定の目的と意義

我が国は人口減少の局面に移行し、社会構造が急激に変化しています。このような変動に対して、政府がさまざまな施策を行う一方で、全国各地で住民たち自身が力を合わせ、知恵を出し合い、行政やさまざまな人たちと協力しながら地域をより良くしようとする動きが出てきています。こうした新たな動きを踏まえながら、本町の地域福祉を一層推進するため、平成 29 年度に計画最終年度を迎える「第 2 次日出町地域福祉計画・日出町地域福祉活動計画」を見直し、「第 3 次日出町地域福祉計画・日出町地域福祉活動計画」(以下、「本計画」という)を策定します。

地域福祉とは、住みなれた地域社会のなかで、家族、近隣の人々、知人、友人などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りをもって、家族及びまちの一員として、安心して暮らしていくことができるような方策を見出していくことをいいます。

本町の地域福祉をより充実させていくためには、行政や社会福祉協議会をはじめ、すべての住民、NPO 等各種団体がそれぞれの役割を分担し、適切に協働することが必要です。また、そのためには、地域の中で個々がそれぞれの役割を担い、お互いに支え合うという意識を醸成し、「地域力」を高めていく必要があります。このように町に住む多くの人たちが福祉に関心を持ち、互いに協力しながら福祉に携わることで、住民の暮らしが守られていきます。

地域での暮らしを持続させ、住民がお互いに地域の一員として活躍でき、「誰もが健やかで安らかに暮らせるまち」を目指し、本計画を策定します。

3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定める計画です。

一方、「地域福祉活動計画」は市町村社会福祉協議会が社会福祉法第 109 条の規定に基づき策定する、地域住民や社会福祉・保健関係団体や事業者等が主体的に地域で進めていく取り組みが盛り込まれた民間の行動計画です。

■参考

社会福祉法

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

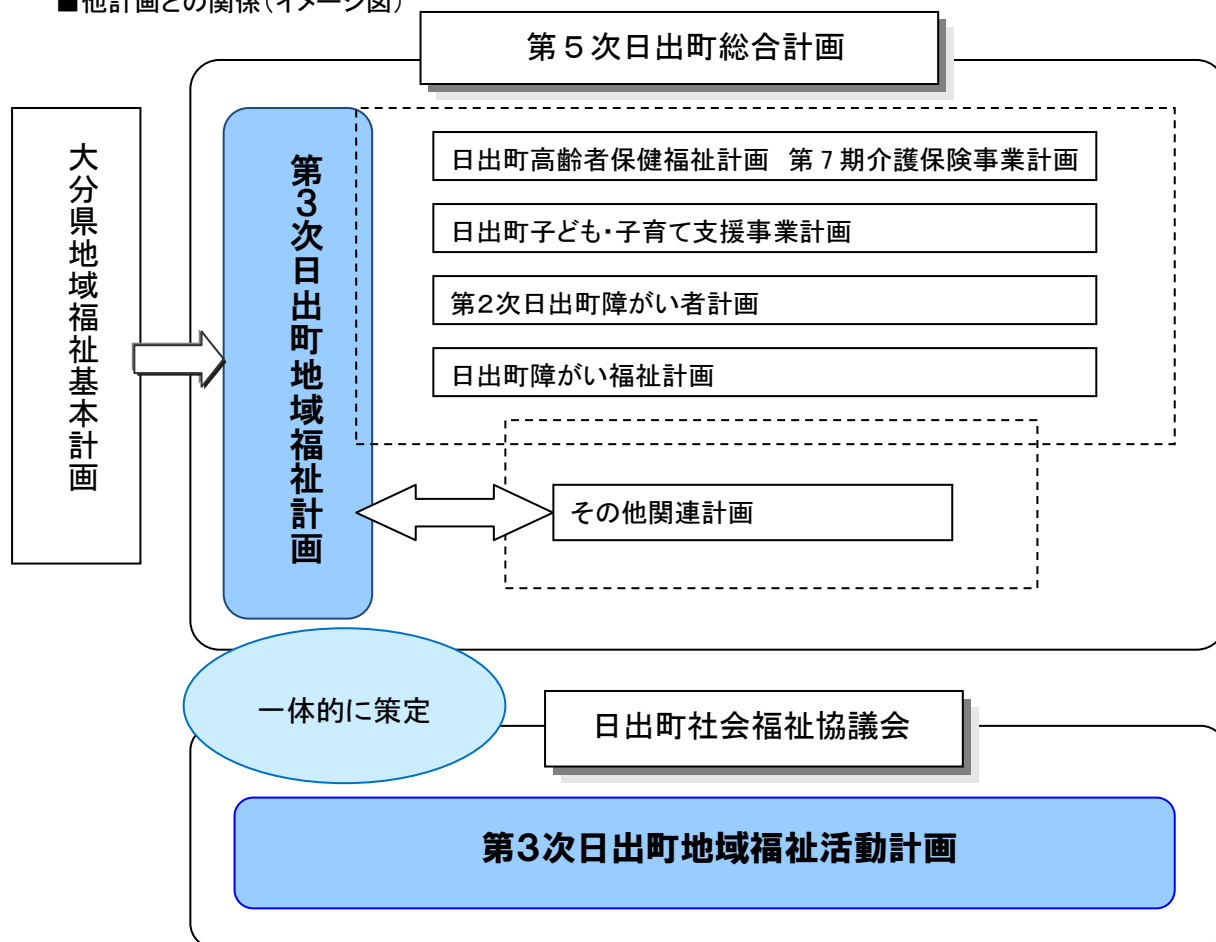
(2) 他計画との整合

本計画は、「第5次日出町総合計画」を上位計画とし、より具体的に福祉のまちづくりについての方向を示すものです。

また、日出町においては、福祉の個別計画として、「日出町高齢者保健福祉計画 第7期介護保険事業計画」、「日出町子ども・子育て支援事業計画」、「第2次日出町障がい者計画」、「第5次日出町障がい福祉計画」があります。地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進する理念を明らかにし、これら個別計画を横断的につなぐ役割を果たすとともに、対象者や分野にかかわらず、生活支援の観点から住民が安心して暮らしていくことに取り組む計画となります。そのため、教育、生活環境などの関連する行政計画の考え方を踏まえるとともに、行政と住民、地域団体、福祉サービス事業者等が協働するしくみを整備する計画です。

なお、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民、さまざまな関係団体・機関が相互に協力して策定する民間の行動計画（アクションプラン）であることから（地域福祉に関する具体的な取り組みを定める計画であることから）、本計画と一体的に策定するものとします。

■他計画との関係(イメージ図)



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ

「日出町地域福祉計画」とは、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、地域福祉を推進する上での基本的な方向性・理念を明らかにするものです。

また、それらの理念やしぐみをもとに、具体的な実現に向けての活動内容を考える計画が「日出町地域福祉活動計画」です。

日出町においては、理念・しぐみづくりの「日出町地域福祉計画」と、それらを実現するための「日出町地域福祉活動計画」を、前回から引き続き「日出町地域福祉計画・日出町地域福祉活動計画」として一体的に策定します。

(4) 計画の対象

本計画は、支援を必要とする高齢者や障がいのある人、地域の中で子育てに悩む保護者、外国人など対象者別のみならず、すべての人が地域で自立して幸せな生活を送ることができるようにするための計画であり、日出町に居住するすべての人々が対象となります。

一方、地域福祉の担い手としては、町行政や社会福祉協議会をはじめ、関係機関、住民、福祉サービス事業者、地域団体、ボランティア、NPO法人、学校、企業などがあり、「地域で生活し、活動しているすべての構成員や機関・団体」が対象となります。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢や制度の見直しなど、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
策定 作業	第2次計画期間									
					策定 作業	第3次計画期間（本計画）				

5 計画の策定体制

第2次計画の検証及び第3次計画の策定にあたっては、日出町と社会福祉協議会の協働により、以下のような手法のもとに行いました。

(1) 住民意識調査

地域生活の状況や日常生活の課題、地域・ボランティア活動などの参加、福祉サービスについて、安全・安心の取り組み、これからの福祉のあり方等の実態や考え方を把握し、第3次計画策定にあたっての基礎資料とするため、以下の通り住民意識調査を実施しました。

- ・調査地域 : 日出町全域
- ・調査対象者 : 日出町在住の20歳以上の住民
- ・抽出方法 : 無作為抽出により1,500人
- ・調査期間 : 平成29(2017)年10月13日～平成29(2017)年10月30日
- ・調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- ・回収状況

	配布数	回答数	回答率
住民意識調査	1,500人	529人	35.2%

(2) 中学生アンケート調査

中学生に対して、地域行事への参加、地域ボランティア活動への参加、福祉に対するイメージ等、地域福祉に関する意識調査を行いました。将来の地域を担う中学生へのアンケートを行い、第3次計画策定にあたっての基礎資料とするため、以下の通り意識調査を実施しました。

- ・調査地域 : 日出町全域
- ・調査対象者 : 日出町の中学校に通う中学1・2年生全員
- ・抽出方法 : 全員545人
- ・調査期間 : 平成29(2017)年10月
- ・調査方法 : 町教育委員会を通し各中学校にて配布、回収
- ・回収状況

	配布数	回答数	回答率
住民意識調査	545人	544人	99.8%

(3)まちづくり座談会

住民意識調査だけでは把握しきれない地域の現状や課題を把握するとともに、課題に対して自助・共助の視点でできることを参加者のみなさんに検討いただくため、小学校区を基本として計6か所で座談会を開催し、172名の参加を得ました。

座談会では、①座談会の趣旨、内容等の説明 ②グループワーク（現状・課題の抽出、それに対する方策案の検討） ③各グループより作業成果の発表を行い、地域福祉推進のための住民・役場・社会福祉協議会それぞれの役割、地域福祉の担い手の育成、助けが必要な人の支援等についての意見交換を行いました。

No.	開催日	地区	参加者数
1	平成29(2017)年10月24日(火)	南端地区	12人
2	平成29(2017)年10月25日(水)	豊岡・平道地区	24人
3	平成29(2017)年10月26日(木)	日出地区	36人
4	平成29(2017)年10月31日(火)	藤原地区	32人
5	平成29(2017)年11月1日(水)	川崎地区	25人
6	平成29(2017)年11月2日(木)	大神・真那井地区	43人

(4)パブリックコメントの実施

平成30(2018)年2月16日から3月7日までの期間に、広く住民の意見を集約し、本計画の内容に反映させることを目的として、中間素案を公表し、意見や要望などを募集するパブリックコメントを実施しました。

実施期間	平成30年2月16日(金)から3月7日(水)
実施方法	ホームページ等により広報・周知し、意見書を直接持参・郵送・電子メールにて提出

6 地域のとらえ方

これまでの計画では、「地域」について以下に示す定義に基づいて推進してきました。本計画においても「地域」のとらえ方については基本的には同じ考え方のもと、取り組みを進めていきます。

「地域」とは何かを考えると、「お隣さん」や「向こう三軒両隣」といったいわゆる「近所」としてのとらえ方や、地域の活動の単位としての「自治区」など、とらえ方はさまざまです。

また、加齢に伴い身体機能が低下し、歩いていける距離も短くなるほど、年齢層によっても地域のとらえ方は変わってきます。

このため、「地域」は下のイメージにあるとおり、一律のものではなく、本計画では小地域から町全域にわたる幅広いものをとらえています。

なお、「地域」の定義としては次の4項目が挙げられます。

- 1 地域に関する課題の把握が容易にできること
- 2 住民間において、課題に対して関心を共有しやすいこと
- 3 生活に身近なところでのサービスが利用でき、利用者にも安心を保障できること
- 4 住民による地域福祉活動が具体的に展開しやすいこと

この「地域」の定義に基づきつつ本町の特性を鑑み、本計画では具体的に「小学校区」を一つの基礎単位として、地域における支え合い活動の体制や地域活動の拠点づくりやネットワークづくりなどの地域福祉活動の方針を示します。

■地域のとらえ方(イメージ図)

